

トピックス

令和元年度一般会計補正予算
(第5号)の専決処分
(議案第1号)

不承認

去つた2月7日の令和2年第二回臨時議会において、恩納村ふるさとづくり応援寄付金にかかる経費(返礼品・商工会への事務手数料等)3億7500万円の予算措置を講ずる必要があることから(地方自治法第179条の規定により)専決処分承認を求める議案提出がありました。



議場での集中審議

専決処分とは

地方自治法第179条により、左記の理由に該当する場合は専決処分を行うことができる。

(規定)

- ① 議会が成立しないとき
- ② 議会を開くことができないとき
- ③ 長が議会を招集する暇がないとき「特に緊急(災害等)を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」と認めるとき
- ④ 議会が議決すべき事件を議決しないとき

当局は③の理由により専決処分を行ったが、本会議では議長を除く14名の議員(欠席議員1名)の質疑・討論があり3名の反対討論の後、賛成討論なしで、採決の結果③の理由には該当しないとのことで賛成2名、反対12名で不承認と決しました。

新型コロナウイルス感染症対策事業 (議案第35号)

補正予算案可決

村議会は第4回議会臨時会を開き、**国事業**の「特別定額給付金事業」、「子育て世帯臨時特別給付金事業」に係る経費**11億6767万円**

を盛り込んだ総額**13億2279万円**の補正予算を前回一致で可決した。
うち**村単独事業は、1億8476万円**で「村内事業所家賃支援委託事業」、「雇用調整助成金活用事業所支援委託事業」、「農水産事業奨励事業」、「高校生就学支援緊急助成事業」、「村内小学生学校給食費免除事業」など9事業の感染症対策に係る経費に充てられる。

◎国庫補助・村単独事業(合計:13億5243万円)

- 国庫補助事業 (※①~②:11億6767万円)
 - ①特別定額給付金事業(11億4909万円)
 - ②子育て世帯臨時特別給付金事業(1858万円)
- 村単独事業 (※①~⑨:1億8476万円) (福祉課)
 - ①恩納村放課後児童健全育成事業施設補助(498万円)
 - ②恩納村保育料減免措置事業(903万円)
- (農林水産課)
 - ③農産生産物奨励事業(1924万円)
 - ④水産物生産奨励事業(349万円)
- (商工観光課)
 - ⑤雇用調整助成金活用事業所支援委託事業(4136万円)
 - ⑥村内事業所家賃支援委託事業(6236万円)
- (学校教育課)
 - ⑦村内在住高校生就学支援緊急助成金(1650万円)
 - ⑧村立小学校学校給食一定期間免除事業(2315万円)
- (総務課)
 - ⑨感染症対策マスク・消毒液等購入費事業(461万円)

記事担当 山田 政幸

新型コロナウイルス感染症拡大に向けた取り組み (陳情第5号)

「意見書」を提出

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の激減で経営と雇用、村民生活など地域経済への影響が深刻となっていることから、村商工

会、観光協会、GM会、三団体から企業、各事業所への支援に関する陳情を受け、三月定例会において経済建設民生委員会に付託されました。委員会では陳情者三団体の各代表者を招請し、意見交換や聞き取り調査を行いました。審査を終え、3月26日の本会議に意見書決議を提案、全会一致で可決し、政府並びに関係機関に提出しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みに並びに影響を受ける企業・事業所への支援に関する意見書

世界的な流行を見せている新型コロナウイルスによる感染症は、国境を越えて世界各地に拡大し、多くの感染者・死者が発生している。感染経路が明らかでない患者が散発的に発生し、無症状の陽性者も増加するなど、現在も事態の収束が見えない状況が続いている中、感染拡大を抑制し、暮らしと経済を守るために、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

本村のリーディング産業である観光産業においても、新型コロナウイルスの影響による観光客の激減により経済的な大打撃を受け、宿泊業・飲食業などをはじめとした観光関連事業者の経営と雇用・村民生活など地域経済への影響が深刻となっている。今後においても、新型コロナウイルスによる感染がより一層拡大することへの不安の声も多く、村経済全体への影響は計り知れない。よって、本村議会は、命と健康、生活を守ることを最優先に、国と県が大規模な予算措置を図り、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び影響が深刻な観光産業への対策の強化を講ずるよう下記事項について強く要望する。

1. 感染拡大防止策の強化
2. 正確な情報発信
3. 企業に対する経営支援、雇用対策助成の拡充
4. キャンセル料の補填
5. 事態終息後の対策を早期に整える

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
令和2年3月27日

沖縄県国頭郡恩納村議会

宛先
内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、財務大臣、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、沖縄県知事

議長あいさつ



3月定例会の閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。
本定例会

は、新年度予算案をはじめ、多くの重要案件を議員各位が熱心に審議されました。また、村当局はこれまでにない詳細な資料の提出と真摯な説明をしていただきました。議事事務局職員はあらゆる側面から議員を補佐し議会運営に大きく貢献され、本日ここに全議案の審議を終了し、閉会する運びとなりました。

処分は専決処分の権限を越えているとして不承認となったものであり、専決処分について理解不足や認識不足、職員間の連携不足等が要因であるとして議会は指摘しました。

又吉 薫

今回の定例会は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中での議会の開催となり、コロナウイルス対策、また3月定例会議会の対応と、これまでは無い環境の下での定例会になったのではないかと思います。村長をはじめ職員の皆様には心よりお礼申し上げます。

今後は、事務や業務の執行に当たっては法令・条例規則等を遵守し、更には議会への情報の提供や情報の共有、連絡・相談を密にすることにより相互の牽制機能を発揮することが村民に不安を与える事が無く健全な行政運営が出来るものと考えます。

本定例会では、専決処分の報告が不承認になったことについての措置の報告もありました。今回の専決

最後に、長浜村長をはじめ職員の皆様が、村政の更なる発展のため活躍されることをご期待申し上げます。3月定例会閉会のあいさつとさせていただきます。